

岩手県告示第 1109 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 2 に規定する養殖業に係る次の加入区及び養殖業の区分について、同法第 125 条の 6 第 3 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により、同条第 3 項の規定による届出を審査した結果、同法第 125 条の 6 第 1 項に規定する要件に適合すると認める。

平成 18 年 12 月 8 日

岩手県知事 増 田 寛 也

加入区の名称	養殖業の区分
小袖加入区	わかめ養殖業
野田村加入区	わかめ養殖業
玉川加入区	こんぶ養殖業
普代村加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
羅賀加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
島越加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
小本浜加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
摂待加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
小港加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
田老加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
檜内加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
宮古外洋加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
宮古内湾加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
北区加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
音部加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
元村加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
南区加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
大沢加入区	わかめ養殖業
山田湾加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
大浦加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
船越湾加入区	わかめ養殖業
吉里吉里加入区	わかめ養殖業
大槌加入区	わかめ養殖業
鵜片浦加入区	わかめ養殖業
箱崎加入区	わかめ養殖業
東部白浜加入区	わかめ養殖業
両石加入区	わかめ養殖業
釜石加入区	わかめ養殖業
平田加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
白浜浦加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
佐須加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
花露辺加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
小白浜加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業

吉浜加入区	わかめ養殖業
崎浜加入区	わかめ養殖業
浦泊加入区	わかめ養殖業
甫嶺加入区	わかめ養殖業
白浜加入区	わかめ養殖業
野々前加入区	わかめ養殖業
港加入区	わかめ養殖業
小路加入区	わかめ養殖業
赤崎加入区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
北浜加入区	わかめ養殖業
中央加入区	わかめ養殖業
南浜加入区	わかめ養殖業
長洞加入区	わかめ養殖業
大野加入区	わかめ養殖業
根岬加入区	わかめ養殖業
金入加入区	わかめ養殖業
唯出加入区	わかめ養殖業
浦浜加入区	わかめ養殖業
気仙町加入区	わかめ養殖業